

地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充前一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充当いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	24,506,365	8,533,234	15,973,131	1,120,776
	老人福祉費	6,000,950	122,692	5,878,258	437,641
	児童福祉費	31,372,344	17,090,931	14,281,413	1,100,784
	生活保護費	22,007,640	16,121,007	5,886,633	379,355
衛生費	保健衛生費	6,534,262	382,229	6,152,033	357,611
教育費	教育総務費	3,116,944	860,639	2,256,305	21,729
	幼稚園費	130,493	16,151	114,342	9,766
合 計		93,668,998	43,126,883	50,542,115	3,427,662